

防 災 計 画

横浜市立金沢高等学校

第 1 章 総 則

第 1 条 この計画は、横浜市立金沢高等学校における防災管理の基本を定めることにより、生徒や教職員の生命・身体の安全を確保することを（地震および火災等からの災害を防除することを）目的とする。

第 2 条 前条の目的を達するため、防災管理の組織並びに業務について、必要な事項を定める。
なお、本計画は、常に内容を検証して、必要があると認めるときは、修正する。

第 2 章 防 災 体 制

（防災委員会の組織および任務）

第 3 条 防災管理について運営の適正を図るため、「防災委員会」（以下、「委員会」という。）を設ける。

第 4 条 委員会は、学校長、副校長、事務長、主幹教諭、各分掌・学年主任および学校長が必要と認めた教職員をもって構成する。構成員は別表 1 のとおりとする。

第 5 条 委員会の任務は次のとおりとする。

- 1 「防災計画」の策定
- 2 防災教育・防災訓練の計画と実行
- 3 教職員に対する研修の実施
- 4 日常的な施設点検等の実施
- 5 教育委員会事務局、金沢区役所および地域等との連絡調整

（災害対策本部の設置および任務）

第 6 条 委員会は災害発生の際には、速やかに「災害対策本部」（以下、「本部」という。）を設置し、必要な措置を講ずるものとする。

第 7 条 本部には、総括本部、避難誘導・安否確認班、消火・安全点検班、救出・救急医療班を置くものとする。また、必要があると認めるときは、住民対応・避難場所支援班を置くものとする。

第 8 条 本部各班は、適切な連携をはかり、臨機応変に対応するものとする。各班の任務は次のとおりとする。

- 1 本部の中に通報担当者を置く。テレビおよびラジオ等から災害や交通機関の情報を収集し、校内放送・携帯マイク等を使用して、連絡放送をする。
- 2 本部の中に搬出担当者を置く。火災などから学校運営上の重要な書類や個人情報関係の諸物を保護し、適切な時期を見計らい、安全な場所へ搬出する。
- 3 本部の中に渉外担当者を置く。横浜市立大学、近隣の小・中学校、町内会および公的機関との連絡および連携に努める。
- 4 避難誘導・安否確認班の中に誘導担当を置く。クラスの人員点呼、避難場所への誘導、広域避難場所への誘導を行なう。
- 5 避難誘導・安否確認班の中に巡視点検担当を置く。クラスで人員点呼が行なわれている間に、避難経路の安全状況や破損状況を確認して本部に伝える。その後は逃げ遅れた生徒への対応、負傷者への対応を行い、被害被災状況を本部に報告する。
- 6 消火・安全点検班の中に、経路整備担当を置く。避難経路に立って生徒の避難を援助する。一般道路を通行する場合には危険箇所への立ち入りなどに注意を呼びかける。
- 7 消火・安全点検班の中に、消火水利担当を置く。初期消火の作業を主として担当する

8 救出救急医療班は、医療機関との連携を含めて、生徒の救護および救助にあたる。

（防災設備、避難経路の点検および点検の方法）

第9条 災害時に必要な設備、備品、什器、消耗品は、それぞれを担当する班が点検整備を行なう。

第10条 点検方法については、別表2の点検リストによるものとする。点検は、4月、7月、9月と12月の年4回とする。また、必要に応じて回数を増やすものとする。

（防災教育の実施）

第11条 防災教育は年間1回以上、実施するものとする。具体的な内容と詳細については、「総合防災訓練実施要項」（以下、「訓練要項」という。）で、定めるものとする。

（防災訓練の実施）

第12条 防災訓練は年間1回以上、実施するものとする。具体的な内容と詳細については、「訓練要項」で、定めるものとする。

（教職員防災研修の実施）

第13条 防災訓練実施の前に、「訓練要項」に基づいて、訓練の内容確認を主な内容とする研修の機会を確保する。

（心のケア）

第14条 平常時から生徒の心の健康に関して、早期発見や適切な対応を図るため、教職員の共通理解とチームワークを確保するように努める。

また、生徒のプライバシーが守られるような相談活動の場を確保し、生徒や保護者が安心して相談できる体制づくりに心がけるものとする。

第15条 平常時から年間研修計画に基づき、全職員に対し校内研修を実施して、共通理解を図るものとする。

また、校外研修についても積極的に参加できるよう努めるものとする。

第16条 平常時から生活指導、保健指導、医療対応、各種研修等の場を通して、教職員は横浜市教育委員会事務局、区福祉保健センター、児童相談所等の各種専門機関および医療機関と連絡相談体制を密にして、緊急時に備えるものとする。

第17条 被災直後、教職員は生徒の心身の健康状態をいち早く把握し、問題解決のための確な対応策を講ずるものとする。

第18条 被災後、心のケア対策を推進するため、「心のケア推進チーム」を早期に編成するものとする。

第19条 「心のケア推進チーム」は、「生徒サポート委員会」を中心に組織するものとする。

（非常持出用品リストおよび搬出先リストの作成）

第20条 年度毎に非常持出し用品リスト（以下、「リスト」という。）を作成するものとする。リストについては、別に定める。

第21条 搬出担当者は、被災状況に応じて、リストに則り物品等を搬出する。搬出した物品等は、搬出先リストを作成するなど安全保管措置を講ずるものとする。

（被災後の授業再開）

第22条 災害後すみやかに、本部の中に授業再開準備担当チームを設置し、再開に必要な物品の確保を含めて、別表3を基本にして進めるものとする。

第3章 東海地震等警戒宣言発令時及び大規模地震発生時の対応

(生徒への対応)

第23条 東海地震等警戒宣言発令の場合、生徒が学校に登校している時間帯においては、次のとおりとする。

- 1 交通機関の運転状況にしたがって、帰宅可能な生徒は、すみやかに帰宅させる。
- 2 保護者が学校まで引取り可能な場合は、家庭に連絡して引き渡す。
- 3 交通機関が規制されて帰宅不可能な生徒については、家庭に連絡して学校内の安全な場所で待機させる。

第24条 生徒が登校していない時間帯については、学校で作成した連絡網を使用して連絡し、原則として自宅待機とする。

(職員の参集体制)

第25条 震度5強以上の地震発生の場合、次の通りとする。

- 1 職員はすみやかに利用可能な交通手段により学校に参集することを原則とする。
- 2 市内で1か所でも震度5強以上の地震が発生した場合、原則として当日及び翌日は休校とする。ただし、被害が少ないなど状況によっては、学校長の判断で教育活動を継続することができる。

第26条 連絡調整者を3名とする。連絡調整者は、学校長・副校長が参集するまでの間、連絡調整を含めて必要な対応を行なう。3名については、別表1で定めるものとする。

第4章 学校を避難場所とする場合および津波代替拠点の開設について

(緊急避難場所)

第27条 帰宅不可能な生徒(保護者が引取りに来られない生徒を含む)は、本校を緊急避難場所とする。

(協力および救援・救護活動)

第29条 職員および待機している生徒で、身体などに支障がない限り、避難してきた一般住民に対して必要な協力と救護を行なう。

なお、八景小学校・文庫小学校・金沢小学校(地域防災拠点校)、横浜市立大学(広域避難場所)と連携をとりつつ、地域住民の救援・救護を行なうものとする。

第30条 地域住民に対する協力および救援・救護を担当する住民対応・避難場所支援班の職員の構成については、本部が必要に応じて割り当てるものとする。

(保護者等への引渡し)

第31条 保護者等への引渡しについては、クラス担任、学年主任等が立ち会い、別表4に定めるカードを、必ず使用するものとする。

第32条 休日や部活動時間帯においては、学年および担任にかわって、活動している部の顧問および団体の指導職員が、前条に定める方法により責任を持って行なう。

(津波代替拠点の開設)

第33条 津波警報及び大津波警報が発令され、その後解除された場合は、地域防災拠点(金沢小学校・文庫小学校)の被害等を確認し使用不能の場合は、地域防災拠点運営委員会が区災害対策本部と協議した上で、「津波代替拠点」として本校を使用する。

その際の運営は、地域防災拠点運営マニュアルによる。

第5章 緊急連絡体制

(緊急連絡体制)

第34条 校長は、職員の緊急連絡体制及び対策を整備するとともに、区役所総務課（防災担当）など防災関係機関との連絡体制を確認する。

第35条 委員会は、職員、生徒および医療機関等への緊急連絡先一覧を作成・保管するものとする。

附 則

この防災計画は、平成23年4月1日から施行する。

平成25年4月1日一部改訂。

別表1 「防災委員会」および「災害対策本部」組織図

別表2 学校施設・設備の安全点検リスト

別表3 学校再開に向けた対応の主な流れ

別表4 生徒引き渡し・緊急時連絡カード